

令和6年度 監査等年間計画書

監査等の種類	監 査 対 象	監査期間	所 要 日 数 (実施か所数)	
			委員監査	事務監査
定期監査	1 定期監査 第一期（主として令和5年度） 政策経営部、総務部、危機管理部、施設営繕部、産業経済部、衛生部、環境部、都市建設部、監査事務局、農業委員会事務局、区議会事務局	4月26日～ 8月26日	32日 (80か所)	31日 (70か所)
	2 定期監査 第二期（主として令和5年度） 教育委員会事務局（教育指導部、学校運営部、子ども家庭部） （1）学校「小学校(67)、中学校(35)」について 合計102校のうち、委員監査は8分の1程度、事務監査は4分の1程度を実施する。（おおむね4年に1回） （2）保育所・認定こども園「保育園(27)、認定こども園(3)」について 合計30園のうち、委員監査は6分の1程度、事務監査は3分の1程度を実施する。（おおむね3年に1回）	8月27日～ 11月25日	16日 (38か所)	22日 (52か所)
	3 定期監査 第三期（主として令和5年度） 区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室、選挙管理委員会事務局 （1）区民事務所について 17所のうち、4分の1程度を実施する。（おおむね4年に1回） （2）郷土博物館について 委員監査は3年に1回、事務監査は毎年実施する。	10月29日～ 1月27日	17日 (45か所)	23日 (40か所)
	4 工事監査(主として令和5年度) （1）総事業費(用地費を除く)が1億円以上の工事から、事前調査に基づき2か所を指定して実施する。 （2）対象工事の施設管理及び工事施工にかかわる所管課を対象とする。	調査委託 1月20・21日 委員監査 2月10・12日	/	2日 (2か所)
特定行政監査	未定	4月～3月		
財政援助団体等監査	1 出資団体、補助金等交付団体（主として令和5年度） 事前調査に基づき、下欄指定管理者と合わせ、委員監査は15か所程度、事務監査は25か所程度を実施する。	委員監査 1月9日～ 3月26日	13日 (13か所)	16日 (23か所)
指定管理者監査	1 公の施設の管理者（主として令和5年度） 事前調査に基づき、委員監査、事務監査とも上欄財政援助団体等監査のとおり実施する。 2 日光林間学園を実施する。 ※ 日光林間学園、鋸南自然の家をおおむね4年に1回実施する。	事務監査 1月9日～ 3月26日		
例月出納検査	1 会計管理室から提出される検査資料をもとにした、現金の出納にかかわる検査 2 指定金融機関、地方税収納事務受託者の検査の結果報告	原則、 毎月25日	12日	12日
決算審査	一般会計、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計、財産等（令和5年度）	7月16日～ 8月26日	3日	29日
基金の運用状況審査	運用基金(令和5年度)			
健全化判断比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の審査			
内部統制評価報告書審査	内部統制評価報告書の審査	7月1日～ 8月26日	3日	39日
		合計	98日 (178か所)	174日 (187か所)